

第 2 章 広域監視部門

第 1 節 業務の内容

概 況

1 食品監視指導

食品衛生の分野では、平成30年6月、食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、営業許可業種の再編、営業届の新設、HACCPに沿った衛生管理の制度化の他、食品のリコール情報の報告制度等が新たに制定された。

食品表示制度については、平成27年4月、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した食品表示法が施行された。平成29年9月、食品表示基準の改正により、加工食品の原料原産地表示制度が施行された。

また、近年の食品安全に関する諸課題を整理し、都民の意見や国の動きを踏まえ、令和8年3月に東京都食品安全条例に基づき、東京都食品安全推進計画が改定された。

当センターでは食品衛生法の改正及び食品表示法等に対応した監視体制を整備するとともに、HACCPに沿った衛生管理の制度化では、大規模製造業や問屋業に対し、自主的衛生管理の水準向上のため、事業者の衛生レベルに則したHACCP定着への技術的支援を行っている。一方、輸入業に対しては自主管理向上の動機付けと技術的支援を行う「自主管理推進事業」について引き続き実施している。また、都内に流通する食品の細菌検査、添加物や残留農薬、放射性物質等の検査の他、食品製造施設における食物アレルギー対策等を実施している。

2 薬事監視指導 医療機器監視

薬事衛生の分野では、平成17年4月から、市販後安全対策の充実・強化、医療機器に係る安全対策の見直し等に係る規定が全面施行となり、新たに都道府県事務として、医薬品等製造販売業や医療機器販売業に許可制が導入された。

また、青少年の間にまで蔓延する覚醒剤や違法（脱法）ドラッグなどの薬物乱用防止が急務となっていたことから、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」が公布、平成17年4月から施行され、6月には条例に基づく知事指定薬物が指定され、販売等が規制された。その後、薬事法が改正され、平成19年4月から法律による指定薬物として販売等が規制されることとなった。

平成24年4月の組織改正により、薬務課から医薬品等の製造販売業、製造業、修理業、配置販売業の許認可事務及び毒物劇物製造業、輸入業、特定毒物研究者の登録等事務が移行し、許可・登録から監視指導まで一貫した業者指導を行っている。

医薬品等による保健衛生上の危害を未然防止するとともに、医療機器の特性に合わせた規定を設け、さらに再生医療等製品を規制対象として新たに定義するため、薬事法が改正され平成26年11月25日から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」となった。

3 建築物監視指導

建築物衛生の分野では、中央式給湯設備や雑用水（再生水）使用施設の増加、レジオネラ属菌やホルムアルデヒド等新たな健康被害の発生、個別式空調管理方式の増加、ねずみ昆虫等対策における「総合的防除（IPM）」の導入など新たな規定整備が必要となり、平成14年に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）の政省令が大幅に改正された。

平成22年には、特定建築物の維持管理権原者を明確にするため同政省令が改正された。

建築物事業登録制度については、平成13年の建築物衛生法の改正により新たに2業種が追加され、現在8業種の登録を行っている。

また、設計段階から健康で快適なビル環境を確保するため「建築基準法第93条第5項及び第6項に基づき保健所長が行う建築確認申請時審査及び指導に係る事務手続要領」に基づき、建築確認時の図面審査指導を行っているところであるが、平成24年に具体的な指導事項を定めた「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導要領」の一部改正を行っている。

第2節 食品監視第一課・食品監視第二課

1 食品機動監視班等の沿革等

(1) 沿革

昭和45年4月、都の食品機動監視班は、都民の生命に係わる食生活の安全確保を図るため、全国に先駆けて設置された。

当時は、甘味料のサイクラミン酸（チクロ）や着色料の赤色103号（エオシン）等、食品添加物の安全性が社会的に問題視され始めた時期であった。また、乳児用ミルクのヒ素中毒事件や食用油に混入した有害物質（PCB等）による食品公害事件等、食品への不安がうっ積した時代でもあった。

このことから、食品衛生に関する諸問題を解決するために、機動力を持ち、保健所の管轄区域を越えて緊急的・広域的な監視を行う組織として設置されたのが食品機動監視班である。

以降、食品衛生行政を取り巻く環境の変化に応じ、表1に示した組織改変を経て、現在は食品監視第一課・食品監視第二課の2課体制（食品機動監視担当8個班、ハサップ指導担当1個班、輸入食品監視担当2個班、市場監視担当4個班、食品表示監視担当2個班）となっている。

表1 食品機動監視班等の沿革

年月	組織体制	食品衛生行政を取り巻く環境
昭和45年4月	食品機動監視班設置 ・1個班あたり食品衛生監視員3名、運転手1名 ・23区内の保健所7か所、多摩地区の保健所3か所の計10所に分駐	食品添加物に対する安全性が問題視され、食品に起因する事故も多発
昭和50年4月	都の食品衛生監視員の身分に加え、特別区の食品衛生監視員の身分を併任	食品衛生行政の一部が特別区へ移管したことに伴い、都と区の役割を定めた「広域監視実施要綱」施行
昭和54年3月	併任解除	
昭和56年4月	業務見直し ・1個班あたり食品衛生監視員2名、運転手1名 ・特別区内の保健所7か所、多摩地区の保健所3か所の計10所に分駐	特別区の検査体制等整備に伴い、都の補完的業務を終了
昭和62年6月	業務の集中化による組織改編 ・特別区内の7個班を3分室に統合 ・3分室及び多摩地区の保健所3か所に副主幹を配置	輸入食品の増大、食品製造技術の高度化
平成2年4月	輸入食品監視班設置 ・食品衛生監視員3名	平成元年9月、「食品安全条例制定」の直接請求
平成2年8月	食品環境指導センター設置 ・食品環境指導センター（特別区内）：食品機動監視班7個班、輸入食品監視班1個班 ・食品環境指導センター多摩支所（多摩地区）：食品機動監視班3個班	有害食品等をより迅速な排除、輸入食品の根元での専門監視を実施
平成7年4月	業務見直し ・特別区内食品機動監視班7個班：1個班あたり3名⇒2名へ	平成7年の食品衛生法改正で、「総合衛生管理製造過程」の承認制度を導入
平成10年4月	ハサップ指導班設置 ・食品衛生監視員3名	
平成14年4月	東京都食品指導センターに改称 ・特別区内食品機動監視班は6個班に	JAS法に基づく監視権限の付与
平成15年4月	健康安全研究センター設置 ・広域監視部食品監視指導課：特別区内食品機動監視班6個班、輸入食品監視班2個班 ・多摩支所広域監視課：多摩地区食品機動監視班2個班、市場監視班4個班、ハサップ指導班1個班	危害発生未然防止型の安全対策実現のため、食と薬に係る監視・検査・研究体制の一元化
平成21年4月	業務見直し ・輸入食品監視班：2個班⇒3個班へ	
平成24年4月	組織改正 ・広域監視部食品監視指導課⇒広域監視部食品監視第一課 ・食品監視第一課内に食品表示監視班設置（2個班） ・多摩支所広域監視課⇒広域監視部食品監視第二課	平成23年7月、米トレ法に基づく産地情報の伝達制度開始
平成25年4月	業務見直し ・輸入食品監視班：3個班⇒2個班へ	

(2) 事業概要及び実績

主な業務内容は、大規模製造業、食品流通拠点、輸入業・倉庫業、多摩地区の市場等に対する監視指導、広域流通食品の収去検査、表示検査である。また、緊急に有害食品等を排除する事態が生じた場合に備え、「緊急監視」の出動体制を整えている。そのほか、食品による危害の未然防止と食品の規格基準設定に向けた情報を収集するための先行調査、衛生講習会等の普及啓発等業務は多岐にわたる。

過去3年間の事業実績は表2のとおりである。

表2 年度別事業実績（令和5年度～令和7年度）

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
有害食品等 監視指導	収去検査項目数	47,202	46,843	44,700
	〔規模数／執行率〕	[47,000/100.4%]	[47,000/99.7%]	[47,000/95.1%]
	〔違反数／違反率〕	[46/0.10%]	[39/0.08%]	[32/0.07%]
食品等表示 監視指導	表示検査実施数	423,147	419,313	410,025
	〔規模数／執行率〕	[409,400/103.4%]	[409,400/102.4%]	[409,400/100.2%]
	〔違反数／違反率〕	[1,422/0.34%]	[1,295 /0.32%]	[2768/0.68%]
牛乳等検査	収去検査項目数 〔違反数／違反率〕	2,204 [0/0.00%]	2,111 [0/0.00%]	2,169 [0/0.00%]
普及啓発（衛生講習会等）		632人 (20回)	570人 (19回)	287人 (8回)
職場内実務研修等		96人 (5回)	80人 (4回)	61人 (5回)

※現場で発見した違反を含む。

※講習会等はweb開催及び書面開催を含む。

(3) 特別区、八王子市及び町田市との役割分担

都と特別区における広域監視事業の役割分担は、「保健衛生事務事業に関わる都区協定」に基づく「広域監視実施要綱」により規定されている。広域監視実施要綱及び都区協定の仕組みについては、第3編参考資料を参照のこと。

都と八王子市、都と町田市についても、同様の協定を制定している。

(4) 都保健所との役割分担

施設等の監視指導等を行うに際して、令和5年12月28日付5福保健食第912号に基づき、表3のとおり都保健所との役割分担を明確にして対応している。

表3 都保健所と健康安全研究センター広域監視部との役割分担について

令和5年12月28日現在

	営業の許可、届出等	食中毒調査	健康被害情報の届出	不利益処分※4		苦情処理※5	違反処理	監視、収去	自主回収情報の届出
大規模製造業	保健所※1	保健所※2	保健所※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部※6	広域監視部※7、8
乳処理業、乳製品製造業	保健所※1	保健所※2	保健所※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部※6	広域監視部※7、8
卸売市場内施設（多摩地区）	保健所※1	保健所※2	保健所※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部※6	広域監視部※7
食品等の問屋業及び流通センター等	保健所※1	保健所※2	保健所※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部※6	広域監視部※7
食品等の輸入業、輸入食品等を保管する倉庫業	保健所※1	保健所※2	保健所※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部※6	広域監視部※7
上記以外の施設	保健所	保健所	保健所	保健所		保健所	保健所	保健所	保健所

※1 保健所と広域監視部は、必要に応じて、営業許可に係る申請（施設設備の主要の変更を含む。）や施設設備の指導状況等について情報を共有し、円滑な許可更新等に努めること。
 ※2 食中毒調査における施設調査については、必要に応じて、広域監視部と連携して行うこと。
 ※3 広域監視部が担当する施設から健康被害情報の届出を受けた際は、広域監視部と情報共有すること。
 ※4 食中毒事件に関する不利益処分は保健所で処理すること。
 ※5 苦情の受付や苦情者説明については、苦情者住所地を所管する保健所で対応すること。
 ※6 広域監視部が担当する施設の食品衛生監視票の採点は、広域監視部で対応すること。
 ※7 広域監視部が担当する施設について、自主回収情報届出に係る国システムからのメールは保健所に送付されるので、広域監視部にメールを転送する等連携して行うこと。
 ※8 同一施設内に所在する当該営業者の本社等が、他の製造工場の製品に関して自主回収を行う場合等も、広域監視部で対応すること。

2 令和7年度事業内容

(1) 年間事業計画

食品等による健康被害を未然に防止するため、食品機動監視班等の有する高度専門性・機動性を活かした広域的な監視指導を表4の年間事業計画に基づき実施している。

表4 健康安全研究センター食品衛生監視指導計画（令和7年度）

		事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
専門監視	大規模製造施設	菓子製造業	→												
		そうざい製造業	→												
		麺類製造業	→												
		添加物製造業	→												
		漬物製造業	→												
		乳処理業	→												
		冷凍食品製造業	→	→											
		清涼飲料水製造業	→	→											
		豆腐製造業	→	→											
		水雪製造業	→	→											
		水産製品製造業	→	→											
		酒類製造業	→	→							→				
		乳製品製造業	→	→				→			→				
		アイスクリーム類製造業	→	→				→			→				
		菓子製造業（あん類）	→	→				→			→				
		密封包装食品製造業	→	→				→			→				
		みそ又はしょうゆ製造業	→	→				→			→				
		調味料等製造・加工業	→	→				→			→				
		食肉処理業（食鳥含む）	→	→				→			→				
		食肉製品製造業	→	→				→			→				
		食用油脂製造業	→	→				→			→				
	食品流通拠点 卸売市場 食品等の輸入業・倉庫業 食品の適正表示等調査	食品流通拠点					夏期一斉監視指導				歳末一斉監視指導				
		卸売市場													
		食品等の輸入業・倉庫業													
		食品の適正表示等調査													
先行調査	食品等の安全確認及び安全基準設定等のための調査を実施する。														
緊急監視等	広域性がありかつ緊急に有害食品等の排除を要する場合に実施する。														
HACCPの取組	事業者の衛生管理状況を把握し、HACCPに沿った衛生管理の取組支援を行い、自主的衛生管理の水準向上を図る。														
表示検査	食品表示法及び米トレーサビリティ法に基づく監視指導を実施する。														
食品汚染調査	PCB、水銀に関する検査を実施する。														
輸入食品対策	残留農薬、放射能、理化学検査等について実施する。														

(2) 各監視事業と実績

令和7年度の業態別立入等件数は表5のとおりであり、食品分類別の検査項目数及び違反件数は表6のとおり、原産国食品分類別の検査件数及び違反件数は表7のとおりであり、違反内容の詳細については表8のとおりである。また、食品表示検査結果は表9のとおりである。

表5 業態別立入等件数（令和7年度）

業態別立入件数

業種	立入り 軒数	立入り 延軒数	収去軒数 買上含む	法違反 (収去)軒数
合計	5525	22482	621	4
製造業・処理業	704	3007	195	1
輸入業	218	234	41	1
倉庫業	55	143	33	0
問屋・卸売業等	584	2153	51	0
販売業	2859	12406	294	2
調理営業	1105	4539	7	0

(1) 製造業・処理業（改正前食品衛生法）

業種		立入り 許可数	立入り 延許可数
合計		231	417
菓子製造業	パン製造業	19	68
	生菓子製造業	22	27
	その他	14	19
あん類製造業		3	4
アイスクリーム類製造業		0	0
乳処理業		6	7
乳製品製造業		12	15
食肉処理業		25	33
食肉製品製造業		13	21
魚肉ねり製品製造業		1	2
食品の冷凍業		27	35
食品の冷蔵業		1	2
清涼飲料水製造業		10	12
乳酸菌飲料製造業		4	5
氷雪製造業		0	0
食用油脂 製造業	動物性油脂	0	0
	植物性油脂	1	2
マーガリン又はショートニング製造業		1	2
みそ製造業		0	0
しょう油製造業		0	0
ソース類製造業		6	7
酒類製造業		4	5
豆腐製造業		0	0
納豆製造業		4	4
めん類製造業		3	4
そうざい製造業		49	137
かん詰又はびん詰食品製造業		2	2
添加物製造業		4	4

(2) 販売業（改正前食品衛生法）

業種	立入り 許可数	立入り 延許可数
合計	228	1295
食肉販売業	74	401
魚介類せり売り営業	14	88
魚介類販売業（一般）	140	806
魚介類販売業（自動車）	0	0

(3) 調理営業（改正前食品衛生法）

業種	立入り 許可数	立入り 延許可数
合計	127	654
飲食店（弁当）	34	159
飲食店（そう菜）	33	181
その他	60	314

※令和3年6月1日、
食品衛生法改正により
新たな許可制度が施行されたため
改正前の食品衛生法に基づく施設（(1)～(3)）と
改正後の食品衛生法に基づく施設（(4)～(6)）に
分けて集計を行っている。

(4) 製造業・処理業（改正後食品衛生法）

業種	立入り 許可数	立入り 延許可数
合計	1007	4257
食品衛生法55条 合計	862	3690
乳処理業	4	6
食肉処理業	56	154
菓子製造業	257	1183
アイスクリーム類製造業	6	8
乳製品製造業	21	27
清涼飲料水製造業	20	26
食肉製品製造業	45	130
水産製品製造業	60	425
氷雪製造業	3	4
液卵製造業	1	1
食用油脂製造業	6	7
みそ又はしょうゆ製造業	1	1
酒類製造業	7	8
豆腐製造業	15	113
納豆製造業	2	2
麺類製造業	18	117
そうざい製造業	195	943
複合型そうざい製造業	16	26
冷凍食品製造業	35	138
複合型冷凍食品製造業	5	6
漬物製造業	22	119
密封包装食品製造業	29	110
食品の小分け業	32	130
添加物製造業	6	6
食品衛生法57条 合計	145	567
添加物製造・加工業	0	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	15	18
コーヒー製造・加工業（飲料を除く）	13	90
農産保存食料品製造・加工業	13	90
調味料製造・加工業	47	204
糖類製造・加工業	0	0
精穀・製粉業	4	5
製茶業	0	0
海藻製造・加工業	1	1
卵選別包装業	16	93
器具・容器包装の製造・加工業 （合成樹脂製に限る）	4	5
その他の食料品製造・加工業	32	61

(5) 販売業（改正後食品衛生法）

業種	立入り 許可数	立入り 延許可数
合計	4071	15193
食品衛生法55条 合計	1175	3263
食肉販売業	558	1472
魚介類販売業	617	1791
魚介類競り売り営業	0	0
食品衛生法57条 合計	2896	11930
食肉販売業（包装）	129	720
魚介類販売業（包装）	108	515
乳類販売業	206	510
氷雪販売業	25	197
弁当販売業	13	90
野菜果物販売業	506	1951
米穀類販売業	74	418
通信販売・訪問販売	13	13
コンビニエンスストア	10	12
百貨店、総合スーパー	799	1286
自動販売機による販売業（下記を除く）	49	430
その他の食料・飲料販売業	964	5788

(6) 調理営業（改正後食品衛生法）

業種	立入り 許可数	立入り 延許可数
合計	1139	4362
食品衛生法55条 合計	1063	4033
飲食店（一般）	945	3747
飲食店（集団給食）	13	29
飲食店（自動車）	16	16
調理機能を有する自動販売機	89	241
食品衛生法57条 合計	76	329
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	76	329

表 6 食品分類別検査項目数及び違反件数（令和 7 年度）

	検査 品目数	検査 項目数	検査項目数内訳		違反 件数	違反件数内訳						輸入食品（抜粋）	
			検査結果に基づく違反件数内訳				現場で 発見した 違反		輸入食品 の検査項 目数	輸入食品 の違反件 数			
			小計	理化学検査			細菌 検査						
				食品添加 物		残留農 薬・動物 用医薬品		その他					
合 計	3,218	44,700	33,509	11,191	32(1)	6(1)	2	4(1)	0	0	18,835	14	
魚 介 類	168	901	641	260	1						328		
魚 介 工 品	141	746	549	197							82		
無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	27	692	491	201							295		
加熱後摂取凍結前加熱冷凍食	16	287	188	99							23		
加熱後摂取凍結前未加熱冷凍	36	959	724	235	1	1	1				574	1	
生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	7	240	167	73							240		
肉・卵類及びその加工品	326	11,020	7,779	3,241	13	1	1				4,262		
牛乳・加工乳・その他の乳	109	752	726	26									
乳 製 品	206	1,282	971	311							338		
乳 類 加 工 品	6	116	73	43							21		
アイスクリーム類・氷菓子	2	19	15	4									
穀類及びその加工品	231	1,501	1,323	178							522		
野菜類・果実及びその加工品	827	13,257	11,820	1,437	4(1)	4(1)		4(1)			9,369	4(1)	
菓 子 類	167	3,467	2,188	1,279	1						182	1	
清 涼 飲 料 水	149	927	818	109							116		
酒 精 飲 料	40	552	512	40							396		
氷 雪	7	7		7									
水													
調 味 料	177	2,455	1,408	1,047	9						820	8	
そうざい類及びその半製品	134	2,390	1,082	1,308							23		
そ の 他 の 食 品	411	2,904	1,808	1,096	3						1035		
化学的合成品及びその製剤	3	7	7										
そ の 他 の 添 加 物													
器具及び容器包装	28	219	219								209		
お も ち や													

※表中（ ）内の数字は他自治体等からの通報により対応した件数（再掲）

表 7 違反内容（令和 7 年度）

違反条項		品名	違反概要	原産国
食品衛生法 第13条	他の自治体等からの 通報によるもの	ユカン	モノクロトホスを0.02ppm検出	インド
	検査の結果違反が判明したもの	アボカド	ピラクロストロピンを0.02ppm検出	メキシコ
		緑豆	シプロコナゾールを0.04ppm検出	ウズベキスタン
		にんじん	クロチアニジンを0.3ppm検出	中国
小計 （ ）は輸入品の再掲 4 (4)				
食品表示法第5条	検査の結果違反が判明したもの	カットタコ	表示に記載のないエリソルビン酸を0.42g/kg検出	中国
		ボークソーセージ	表示に記載のないソルビン酸を0.19g/kg検出	日本
	現場で違反を発見したもの ※	マシュマロ	邦文表示が欠落	中国
		ヨーロッパイエコオロギ・パウダー	①「輸入者の氏名又は名称」が欠落 ②「原産国名」が欠落	不明
		乾燥トノサマバッタ	「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」が欠落	日本
		カイコのサナギ・パウダー	①「輸入者の氏名又は名称」が欠落 ②「原産国名」が欠落	不明
		生食用鶏肉	「原料原産地名」表示が欠落	日本
		生食用鶏肉	「原料原産地名」表示が欠落	日本
		鶏むねたたき	「アレルゲン」の一括表示内に鶏肉が欠落	日本
		鶏ももチャーシュー	①「製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称」が欠落 ②個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		鶏むねチャーシュー	①「製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称」が欠落 ②個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		鶏チャーシュー	①賞味期限が同一包装枠外になく、外袋に品質保持期限として表示されていた。 ②個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		鶏もも肉（調理品）	個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		鶏むね肉（調理品）	個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		鶏刺	三号に定められた、別記様式一における事項名が欠落	日本
		鶏刺	三号に定められた、別記様式一における事項名が欠落	日本
		鶏刺	三号に定められた、別記様式一における事項名が欠落	日本
		鶏肉調理品	個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		ケイヒ末	「原料原産地名」又は「原産国名」の表示が欠落	不明
		シナモンパウダー	①最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所の所在地に「東京都」が欠落 ②開封後の取扱方法を一括表示部分に「保存方法」として表示	ベトナム
		シナモンパウダー	①最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所の所在地に「東京都」が欠落 ②開封後の取扱方法を一括表示部分に「保存方法」として表示	マレーシア
		シナモンスティック	①最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所の所在地に「東京都」が欠落 ②開封後の取扱方法を一括表示部分に「保存方法」として表示	インド
	シナモンクラッシュ	①最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所の所在地に「東京都」が欠落 ②開封後の取扱方法を一括表示部分に「保存方法」として表示	ベトナム	
	シナモンスティック	「食品関連事業者の氏名又は名称」の表示が邦文で行われていない。	インド	
	クローブホール	①「食品関連事業者の氏名又は名称」の邦文表示が欠落 ②熱量（エネルギー）の表示の単位に「kcal」を使用していない。	インド	
	クローブパウダー	①「名称」の邦文表示が欠落 ②栄養成分表示について別記様式2の順番で表示項目の表示が行われていない。	インド	
	ターメリックパウダー	①「賞味期限」の表示方法が不適正 ②一括表示ポイント数が8ポイント以下である。	バングラデシュ	
	身欠きふぐ	「原料ふぐの種類」の表示が欠落	日本	
小計 （ ）は輸入品の再掲 28 (10)				
合計 （ ）は輸入品の再掲 32 (14)				

※現場で発見した違反は、違反通報した事案のみ計上

表 8 原産国・食品分類別検査・違反件数（令和 7 年度）

	検査品目数	アジア・オセアニア・中東										ヨーロッパ										南北アメリカ					アフリカ							
		日本	インド	マレーシア	オーストラリア	タイ	ニュージーランド	フィリピン	ベトナム	韓国	台湾	中国	(アジア・オセアニア・中東)	イギリス	イタリア	オランダ	スペイン	デンマーク	ドイツ	ハンガリー	フランス	ベルギー	ポーランド	(ヨーロッパ)	アメリカ	カナダ	チリ	ブラジル	メキシコ	(南北アメリカ)	南アフリカ	(アフリカ)		
合計	3218(5)	2395(1)	20	3	40	68	44	33	20	15	1	161(2)	25	6	61	5	20	3	3	2	32	8	3	23(1)	89	17	16	23	27(1)	34	10	8	3	
魚介類	168	159					5					1													1		2							
魚介加工品	141	134				3			2			1	1																					
肉・卵類及びその加工品	326(1)	251(1)		12	3							8					5	1			1				10	7	2	22	4					
乳・加工乳	109	109																																
乳製品	206	188					1							1	4	2	1			7			2											
乳類加工品	6	5													1																			
アイスクリーム類・氷菓	2	2																																
穀類及びその加工品	231	186	1	2	8					3	1	1		13								1	2	4						9				
野菜・果物及びその加工品	827(3)	397		25	37	36	31	7	9			85(1)	9	3	13	3	2			8	7	2	5(1)	70	8	11	1	22(1)	20	10	6			
冷凍食品	86(1)	48				5		2	2			16(1)					3						5	2	2	1			2					
菓子類	167	161																	2				4											
そうざい類及びその半製品	134	133										1																						
調味料	177	104	19	3	2				8	2	10	10	10	11			1		1			1	1	1	1						2	1		
清涼飲料水	149	126											1	2	6		4			10														
酒類飲料	40	16				1			1	1		1			4	5			6			2	3											
氷雪	7	7																																
水	0																																	
その他の食品	411	358		1	9	2						17	4	9				1		2			2						1	3		2		
化学的合成品及びその製剤	3	3																																
器具容器包装	28	8										20																						
おもちゃ	0																																	

その他(アジア・オセアニア)・・・アラブ首長国連邦、イスラエル、インドネシア、サウジアラビア、スリランカ、トルコ、モロッコ
 その他(ヨーロッパ)・・・アルバニア、ギリシャ、スイス、スウェーデン、セルビア、ブルガリア、ポルトガル、マルタ、ルーマニア
 その他(南北アメリカ)・・・アルゼンチン、エクアドル、グアテマラ、コスタリカ、ペルー、ボリビア
 その他(アフリカ)・・・ケニア、チュニジア
 ()は検査の結果違反が判明したものの件数

表9 食品表示検査件数（令和7年度）

				検査品目数	遺伝子組換え （再掲）	保健機能食品 （再掲）	アレルギー （再掲）	違反・不適正表示品目数	内 訳 （複数計上可）													内 訳 （複数計上可）			通報した品目数	指示・公表した品目数		
																						措置した品目数	文書指導				口頭指導	その他
合 計				410,025	27,782	14,092	158,385	2,768	521	24	7	10	44	1,312	348	15	864	8	0	13	2,764	2	2,741	22	26	1		
加工食品 ※ 1	農産物	麦類	1	1,575	50	6	748																					
		粉類	2	6,310	460	662	4,218	7	1						6		6				7		7					
		でん粉	3	1,452	328	3	615	2							2						2		2					
		野菜加工品	4	20,020	4,889	1,520	12,415	28	6						4		8		10	28		28						
		果実加工品	5	16,591	3,187	1,131	11,147	41	1	1					7	1	36			41		41						
		茶、コーヒー及びココアの調製品	6	4,458	24	314	854	43	9						19	4	18			43		43						
		香辛料	7	6,881	31	30	1,727	181		1			12		58	1	142	2		181		172	9	9				
		めん・パン類	8	12,200	1,953	977	10,356	51	12	3		3	3		17		18			51		51						
		穀類加工品	9	9,863	2,285	646	6,813	9	5								3		1	9		9						
		菓子類	10	22,396	4,688	794	17,648	271	103	3			2		82		96			271		271	1	1				
		豆類の調製品	11	10,169	4,665	484	6,154	9	5						2				2	9		9						
		砂糖類	12	3,274		13	227																					
		その他の農産加工食品	13	3,590		25	1,279	18	1						12	2	8			18		18						
	畜産物	食肉製品	14	13,484	98	884	9,283	33	15	4	1	1	8		8		7	6		33		21	12	12				
		酪農製品	15	20,546	158	1,664	16,946	1							1		1			1		1						
		加工卵製品	16	3,696	30	66	3,218																					
		その他の畜産加工食品	17	2,368	35		1,080	13		1						1	11			13		13						
	水産物	加工魚介類	18	19,312	88	1,328	11,443	195	130	4			1		35	4	24			195	1	194			1			
		加工海藻類	19	3,424	16	68	968	6								5	3			6		6						
		その他の水産加工食品	20	1,007			853	4								1	3			4		4						
	その他	調味料及びスープ	21	12,478	606	323	9,153	44	2	2	5	5	6		21		34			44		44						
		食用油脂	22	5,088	116	183	1,989	2									2			2		2						
		調理食品	23	19,735	2,249	989	15,379	62	3	1		1	3		34		35			62		62						
		その他の加工食品	24	6,214	185	522	4,300	58	7				4		31	2	34			55		55			3			
		飲料等	25	16,952	1,133	897	8,656	14	4		1				3		4			14		14						
小 計			243,083	27,274	13,529	157,469	1,090	304	20	7	10	39		348	15	493	8	13	1,089	1	1,067	22	25	1				
生鮮食品 ※ 2	農産物 （※のこも、山菜類及びたけのこを含む。）	米穀	26	6,616				75	11					9			61			75		75						
		麦類	27	1,192																								
		雑穀	28	2,125																								
		豆類	29	5,988	496			33	6					22			22			33		33						
		野菜	30	51,146	12	76		893	137					733			138			893		893						
		果実	31	33,395		416	33	324	33				1	276			53			324		324						
		その他の農産食品	32	807			30	7						7			7			7		7						
	畜産物	食肉	33	23,490		8	101	237	5				2	203			69			237		237						
		乳	34																									
		食用鳥卵	35	4,419			40	1						1						1		1						
		その他の畜産食品	36																									
	水産物 （ワラサ、サメ、イサナ、フナ、サカナ、イサナ、																											

ア 大規模製造業及び食品流通拠点に対する監視指導

本事業は食品機動監視担当及びハサップ指導担当が中心となって実施している（９個班）。

大規模製造業（都県を越えて流通する食品等を製造する概ね従業員20名以上の施設。対象施設：525軒）に立ち入り、製造基準等の法令を遵守し、食品を衛生的な取り扱いのもとに製造しているか監視指導を行っている。特に、ハサップ指導担当は、乳処理業等の国際認証を取得する食品製造施設等を中心に監視指導を実施している。

食品の間屋、流通センター等（対象施設:693軒）に立ち入り、商品の適切な保存温度での保管等、食品が衛生的に管理され、取り扱われているか監視指導を実施している。

立ち入る際には、表示の監視を行うとともに、対象施設の取扱品目や衛生管理の状況を勘案しながら食品や器具・容器包装等について収去検査を実施し、食品等の成分規格又は添加物使用基準等の違反及び不良品等の発見、排除に努めている。

また、HACCPに沿った衛生管理の制度
化に応じて、事業者の衛生管理レベルに則したHACCPの導入と定着に向けた技術的支援を行う等、衛生レベルの向上にむけた指導を実施している。

食品機動監視担当及びハサップ指導担当の立入状況等は表10のとおりである（表５の一部再掲）。

表10 立入件数（食品機動監視担当等）

業種	立入 軒数	立入 延軒数	収去軒数 （買上含む）
合計	1,417	1,685	372
製造業	319	421	174
輸入業	2	2	0
倉庫業	8	8	4
間屋・卸売業等	62	76	36
販売業	658	747	152
調理営業	368	431	6

イ 輸入業及び倉庫業等に対する監視指導

本事業は輸入食品監視担当が中心となって実施している（２個班）。

食品等の輸入業及び輸入食品等を保管する倉庫業等（対象施設：915軒）に立ち入り、商品の適切な保存温度での保管等、食品が衛生的に管理され、取り扱われているか監視指導を実施している。

立ち入る際には、表示の監視を行うとともに、過去の違反事例や検疫所の違反情報等に基づき、食品や器具・容器包装等について収去検査を実施し、輸入食品等が都内に流通する前段階における違反品、不良品の排除に努めている。

また、自主管理に関する点検票を用いて食品等の衛生的な取扱いや従業員の衛生教育、衛生管理の体制等の状況を把握し、その結果を踏まえて、事業者の取り組み状況に応じた指導を行っている。

輸入食品監視担当の立入状況等は、表11のとおりである（表５の一部再掲）。

表11 立入件数（輸入食品監視担当）

業種	立入 軒数	立入 延軒数	収去軒数 （買上含む）
合計	492	539	128
製造業	1	1	0
輸入業	203	206	41
倉庫業	31	32	29
間屋・卸売業等	0	0	0
販売業	204	236	57
調理営業	53	64	1

ウ 多摩地区の市場に対する監視指導

本事業は市場監視担当が中心となって実施している（４個班）。

多摩地区にある中央卸売市場（１箇所）及び地方卸売市場等（７箇所）計８箇所にある食品・添加物等の卸売業、販売業及び調理営業等（対象施設：291軒）に対し、早朝の立入を実施し、食品の取扱状況・表示等の監視と必要に応じて収去検査を実施し、市場流通における根元チェックを行っている。

また、細菌検査等スクリーニング検査による衛生監視指導も併せて実施し、自主的衛生管理の支援を行っている。市場監視担当の立入状況等は、表12（表５の一部再掲）、スクリーニング検査の実施状況は表13のとおりである。

表12 立入件数（市場監視担当）

業種	立入 軒数	立入 延軒数	収去軒数 （買上含む）
合計	3,157	19,752	121
製造業	373	2,574	21
輸入業	1	9	0
倉庫業	16	103	0
問屋・卸売業等	506	2,059	15
販売業	1,687	11,081	85
調理営業	574	3,926	0

表13 スクリーニング検査実施件数

	項目	検体数 (品目数)	検査件数 (項目数)	判定	
				良	不良
検査法	合計	1,032	7,592	6,774	227
	細菌検査				
	小計	834	7,394	6,583	220
	ふきとり	810	7,290	6,530	220
	その他	24	104	53	0
化学検査	小計	198	198	191	7
	残留塩素検査	198	198	191	7
	ルミテスター	0	0	0	0
	イムノクロマト	0	0	0	0
	pH他	2	4	0	0

エ 食品関連事業者に対する食品の品質等に関する表示の監視指導

本事業は、食品表示監視担当が中心となって実施している（２個班）。

都内全域を対象として、都民や農林水産省、他自治体からの通報や同位体検査等の結果に基づき、食品表示法の品質事項に係る表示の不適正が疑われる案件にいて、事業者に対する調査や指導を行っている。令和７年度は調査の結果、改善の指示と事業者名の公表を行ったものが１件、文書による改善指導を行ったものが１件あった。

また、スーパーマーケット、商店街及び産地直売所等を対象とした品質事項に係る表示の監視指導も行っている。食品表示監視担当の立入状況は表14のとおりである（表５の一部再掲）。

表14 立入件数（食品表示監視担当）

業種	立入 軒数	立入 延軒数
合計	459	506
製造業	11	11
輸入業	12	17
倉庫業	0	0
問屋・卸売業等	16	18
販売業	310	342
調理営業	110	118

さらに、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティー法）に基づく表示検査は、対象事業者に対して、伝票等により取引記録の作成・保存状況を確認するとともに、事業者間や一般消費者への産地情報の伝達状況を確認している。実施状況は表15のとおりである。

表15 米トレーサビリティー法に基づく表示検査件数

	立入軒数※	口頭指導 軒数	内訳（再掲）	
			産地情報 の不伝達	その他
合計	228（0）	96	87	25
製造業	2	0	0	0
輸入業	0	0	0	0
問屋・卸売業等	0	0	0	0
販売業	125	34	26	16
調理営業	101	62	61	9
その他	0	0	0	0

※（ ）は立入軒数のうち広域事業者の軒数

3 先行調査

(1) 令和7年度先行調査結果

先行調査は、食品の安全確認及び安全基準の設定や、監視業務への応用等事業に資するため、年間を通じて各班が個々にテーマを設定し実施する調査研究である。

令和7年度のテーマ及び結果の概要は表16のとおりである。

表16 令和7年度先行調査結果

No	テーマ	検査対象	調査内容
1	香辛料の重金属等含有実態をはじめとする衛生学的調査（新規）	都内に流通する「シナモン」26 検体、「クローブ」7 検体、「ターメリック」7 検体（計 40 検体）	都内に流通する香辛料について、微生物学的汚染実態調査及び重金属等含有実態調査を実施した。 微生物に関しては、最大で 2.5×10^7 cfu/g の細菌数が検出された検体があったが、その多くは好気性芽胞菌であり、その菌種は環境中に普遍的に分布している <i>Bacillus</i> 属菌であった。検査の結果、食中毒の原因となるような菌及び菌量の検出はみられず、直ちに人体に悪影響を及ぼす水準とは断定できなかった。真菌についても、カビ毒を産生する菌は検出されなかった。今後も香辛料の輸入者に対し、現地製造工程での微生物低減策の実施を促し、自主的な衛生管理を指導していきたい。 重金属等に関しては、シナモンでは、鉛（Pb）が 20 検体から 0.1～2.1 ppm、カドミウム（Cd）が全ての検体から 0.10～0.50 ppm、ヒ素（As）が 20 検体から 0.01～0.09 ppm、総水銀（Hg）が 14 検体から 0.01～0.03 ppm 検出された。クローブでは、Pb が 3 検体からいずれも 0.2 ppm、As が 4 検体から 0.01～0.02 ppm 検出され、Cd と Hg は検出されなかった。ターメリックでは、Pb が 2 検体から 0.4 ppm、16 ppm、Cd が 4 検体から 0.01～0.39 ppm、As が全ての検体から 0.01～0.11 ppm 検出され、Hg は検出されなかった。Pb が 16 ppm 検出された検体はバングラデシュ原産であった。 重金属のうち Cd については、シナモンから最大 0.50 ppm が検出されたが、食品安全委員会が設定する耐容週間摂取量（TWI）を超える可能性は低いと考えられた。Pb については、シナモン及びクローブは全ての検体がコーデックス規格を下回っていた一方で、ターメリック 1 検体から 16 ppm という突出した値が検出された。高値の原因は、現段階では特定できていないが、土壌汚染が深刻な地域での栽培に由来する可能性が考えられる。しかし、重量や色味を増すことで金銭的価値を高める目的でクロム酸鉛をターメリックに違法に添加する食品偽装が過去に海外で報告されている。このため、今後は当該品の総クロム濃度を可能な範囲で測定し、クロム酸鉛との関連性を検証する予定である。また、当該品の輸入者を管轄する自治体へ適宜情報提供を行っていく。今後も香辛料の重金属等の実態調査を継続し、最新の動向を把握していきたい。

No	テーマ	検査対象	調査内容
2	製造施設における Aspergillus niger 群の汚染実態調査 (新規)	製造施設8施設（菓子4施設、そうざい2施設、食肉製品2施設）における作業室から採取した落下菌87検体及びふきとり32検体、計119検体	菓子・そうざい・食肉製品製造施設を対象として、落下菌およびふきとり検体の Aspergillus niger 群（以下「A. niger 群」という。）の検査を実施した。その結果、複数施設から A. niger 群を検出した。検出箇所はいずれも加熱前の製品を取り扱う作業室であり、原材料に付着していた菌が作業環境に持ち込まれた可能性が考えられた。なお、検出した菌株のオクラトキシン産生能を確認したところ、すべて陰性であった。また、作業場の適切な温度管理ができていたのは 1 施設のみであった。さらに、落下菌から A. niger 群が検出された施設では、エアコン内部のフラップや天井裏など、清掃が行き届きにくい箇所にカビやほこりが蓄積していた。当該施設に清掃等を指導し、再度立ち入り検査したところ、落下菌からは A. niger 群を検出せず改善が見られたが、オープンの手前から新たに A. niger 群を検出し、作業者の手指を介した二次汚染の可能性が示唆された。 温湿度管理が不十分な施設では、空調機器の更新により目標とする環境を確保することが理想である。ただし、作業ごとの危害要因分析をきめ細やかに行い、工程ごとの A. niger 群の汚染源及び原材料や製品の品質を管理できる温湿度を明確にした上で、区画や動線を変更することで製品への汚染を防ぐとともに、カビが生育しづらい環境を確保することが対策として有効であると考えられた。
3	合成樹脂塗装表示のある木製・竹製等調理器具の溶出状況調査（新規）	都内に流通する合成樹脂塗装表示のある木製及び竹製の菜箸、ヘラ 16検体	植物由来素地に合成樹脂が塗装された調理器具については、食品接触部に個別規格のない合成樹脂が使用されることが多く、溶出試験の実施が不十分だった。また、植物由来素地に起因する金属等が食品中へ溶出する可能性も示唆される。 そこで、規格基準告示第 384 次改正の完全施行に向けた実態把握を目的として、国内流通する植物由来素地に合成樹脂が塗装された調理器具（菜箸やヘラ）を対象に、総溶出物試験及び金属等の溶出状況を調査した。 その結果、総溶出物試験ではヘプタンを用いた条件下では基準値を超過する検体はなかった。一方で、水及び 4%酢酸の条件下では 16 検体中 6 検体が適用予定の基準値を超過したことから、溶出物は水溶性の傾向が強いことが示唆された。 また、金属等の溶出状況調査では、いずれの検体においても検査した金属等が検出されなかった。このことから、少なくとも本調査で対象とした検体については検査した金属等が食品中への移行する可能性は低いと考えられた。 今後も同様の調査を継続し、結果を国に情報提供することで、合成樹脂規格の適用に関する検討に資する資料として活用していく。

No	テーマ	検査対象	調査内容
4	食品製造施設等で使用しているスマートデバイスの汚染実態調査	スマートデバイスの表裏やタッチペン等の付属品計42検体	スマートデバイス等の衛生管理方法等の現状と課題を把握することを目的として食品製造現場におけるスマートデバイスの導入状況及び衛生管理状況のアンケート調査、聞き取り調査、拭き取り検査を実施した。 アンケート調査は都内食品製造業 22 社から回答を得た。スマートデバイス導入への関心は高く、特に「各種記録・製造管理」や「従業員教育」の分野での活用に高い関心があることが分かった。この一方で、スマートデバイスを導入している事業者の全てが「スマートデバイスの衛生管理方法をマニュアルには記載していない」と回答した。食品製造施設内でのスマートデバイスの取り扱いは、アルコールを噴霧する等現場内での運用ルールがあるものの、明文化はされていない状況であることが考えられた。 拭き取り検査は6施設で実施し、4施設17検体から一般生菌が、1施設2検体から腸内細菌科菌群が検出された。4施設ではタブレットの表面だけでなく「持ち手部分」や「付属品のタッチペン」などからも一般生菌等が検出された。 手指を介して操作を行うことが想定されるスマートデバイスの導入にあたっては、定期的な消毒などができるように衛生管理計画の見直しを含めて事業者自らが事前に検討していく必要があると考えられた。
5	問屋業等におけるHACCP定着に向けた監視手法の検討（継続）	生くるみ(核果の内側の種実部分)	問屋業等における食品衛生管理の向上を目的として、効果的な監視手法の検討を行った。 1 問屋業等事業者のクラス分類と立入頻度 HACCP の履行状況に基づき、食品監視第二課所管の問屋業等施設を分類し、立入頻度を設定した。 2 監視員向け施設調査票の作成 令和6年度に作成した調査票について、タブレット端末を用いた監視も見据え、改良した。 3 事業者向け普及啓発資料の作成 問屋業等事業者の自主的な衛生管理の推進を目的として、普及啓発資料を作成した。テーマは①「衛生管理記録について」、②「小分け作業で注意すべきポイント」の2点とし、それぞれについて文書及び動画の資料を作成した。また、②「小分け作業で注意すべきポイント」の資料作成にあたり、生くるみを用いた保存試験を実施した結果、常温食品であっても温度管理が不十分な場合には、品質劣化により苦情等につながる可能性があることが示唆された。 本調査での取り組みを端緒として、引き続き、問屋業等事業者に対する効果的な監視指導を確立すべく検討していく。

No	テーマ	検査対象	調査内容
6	インターネット販売されている鶏肉加工品等の微生物学的汚染実態調査（継続）	EC（電子商取引）サイトにおいて加熱せずそのまま喫食することができる旨が記載された鶏刺し 16 検体及び低温調理品 10 検体、計 26 検体	都内で鶏肉及び鶏内臓の低温調理品（以下「低温調理品」という。）を喫食したことが原因と疑われる有症事例が多数発生しており、食中毒と断定された事例も多い。近年、EC サイトで鶏刺しや低温調理品の取扱いも多く見られるため、EC サイトにおいて加熱せずにそのまま喫食することができる旨が記載された鶏刺しや、低温調理品について、食中毒起因菌を中心とした汚染実態を調査した。 本調査の結果、鶏刺し 16 検体全てから一般生菌が検出された。また、6/16 検体から大腸菌群、糞便系大腸菌群及び腸内細菌科菌群を検出した。さらに、7/16 検体から食中毒起因菌であるサルモネラ及びリステリア・モノサイトゲネス(<i>L. m</i>)のいずれかを検出した。このことから、今後も鶏刺しの食中毒リスクについて消費者に適切な注意喚起を継続していく必要があると言える。低温調理品は 7/10 検体から一般生菌が検出された。その他、腸内細菌科菌群及びウエルシュ菌が各 1 検体から検出された。外見上は加熱が十分されていると思われた検体からも食中毒起因菌等が検出された。そのため、低温調理品については外見上で判断せずに加熱条件の確認が重要であるということを、事業者に対して普及啓発していく必要があると考える。 食品表示基準に基づく表示（保健事項を除く）は、12/26 検体が不適正であった。事業者に対して適切な表示をして商品を販売するよう指導していく。
7	食用昆虫粉末の衛生学的実態調査（新規）	都内店舗及び通信販売にて購入した食用昆虫粉末 10 検体	近年、世界的な人口増加を背景に、持続可能な代替タンパク源として昆虫食が注目されており、日本でも昆虫食が流通し始めている。そこで、都内で流通する食用昆虫粉末を対象に、製品検査及び養殖方法等に関するヒアリング調査を行った。 本調査の結果、細菌は一部検体で検出されたものの、市販流通するほかの食品と相違ない範囲であった。 鉱物性異物については、カイコ 1 検体から、リン、カリウム、マグネシウムを主成分とする淡褐色物が検出された。カイコの糞由来であると推測されたが、これらの検体では異物混入により口腔内の怪我が生じる可能性は低いと考えられた。 アレルゲン検査では、甲殻類が全検体でスクリーニング検査陽性となったが、確認検査ではえび・かに由来 DNA は検出されなかった。昆虫は、甲殻類のアレルゲンタンパク質とよく似た相同タンパク質を有するため、甲殻類アレルギーを有する人が昆虫食を喫食するとアレルギー症状が誘発される可能性が報告されている。注意喚起表示の重要性が再確認された。また、小麦についてはコオロギ 1 検体で、大豆についてはコオロギ 5 検体で、スクリーニング検査及び確認検査が陽性となり、飼料由来や製造工程での混入の可能性が考えられた。 総水銀は、全検体で検出限界未満であった。 今回の調査により、食用昆虫粉末の衛生学的実態を確認することができた。今後都内における昆虫食の流通量増加や、都民の昆虫食摂取頻度が増加する可能性を踏まえて、本調査結果を昆虫食の安全確保のための基礎資料として活用していく。

No	テーマ	検査対象	調査内容
8	淡水・汽水産魚介類における寄生虫の寄生実態調査 (継続)	淡水・汽水産魚介類 計 111 検体	淡水・汽水産魚介類に由来する寄生虫の感染は重篤な症状を引き起こすこともあり、寄生虫の寄生実態を把握することが必要であるが、近年、寄生実態調査は行われていない。そこで、都内に流通する淡水・汽水産魚介類の食品媒介性寄生虫の寄生実態調査を行うとともに、生食される可能性の高いシラウオの産地自治体を対象に、寄生虫対策の取組状況等を調査した。 調査の結果、全ての魚類から顎口虫は検出されなかった。横川吸虫のメタセルカリアは、シラウオ 52 検体中 22 検体、アユ 20 検体中 2 検体から検出されたが、ワカサギ 10 検体からは検出されなかった。サワガニ 9 検体中 3 検体から肺吸虫のメタセルカリアが検出されたが、モクズガニ 20 検体からは検出されなかった。 シラウオ産地自治体の取組状況調査により、一部産地では凍結処理や出荷前検査等の対策を講じている一方で、生食される可能性のあるシラウオについて、凍結処理を行わずに出荷している産地の存在が明らかとなった。これらの結果を踏まえ、シラウオ産地自治体との担当者会議を開催し、今回の調査結果や各自治体における寄生虫対策の取組状況について情報共有を行った。 今回得られた知見を基礎資料として、淡水・汽水産魚介類における寄生虫対策について、事業者及び消費者への啓発を行うとともに、今後必要に応じて関係自治体との情報共有や連携を図っていくことが重要である。

No	テーマ	検 査 対 象	調 査 内 容
9	第三者認証等取得施設に対する認証審査／監査と行政監視の実態調査（新規）	①食品監視第二課所管のISO22000、FSSC22000、SQF、JFS-B等の第三者認証等を取得している大規模製造業 64 施設 ②大規模製造業やそれらの監視専門部署を所管する 10 自治体 ③JFS-B の監査会社、ISO22000 審査員、JFS-B 及び JFS-C のプログラムオーナーである一般財団法人食品安全マネジメント協会	第三者認証等を取得している大規模製造業、大規模製造業やそれらの監視専門部署を所管する他自治体及び監査会社等を調査対象とし、認証審査（監査）と行政監視の実態、指摘内容等を把握し、第三者認証等取得施設の負担軽減を考慮した効果的な監視指導の方策を検討することを目的として調査を実施した。 ①第三者認証等取得施設に対する調査の結果、49 施設から回答が得られ、認証審査では食品安全マネジメントシステムに基づき、製造工程や衛生管理状況等の現場確認と併せて、システムの運用状況や、それを裏付ける記録類の確認、ヒアリング等をより重点的に行う傾向がみられた。一方、行政監視では現場立入や一般衛生管理、法令に基づく指導が重視され、現場確認に多くの時間が割かれていた。また、重複立入の利点として、認証審査では書類・システム面に関する専門的な指摘が得られ、行政監視では現場改善や法令に関する助言が得られる点が挙げられた。 ②他自治体に対する調査では、10 自治体 21 事業所から回答を得た。認証の審査結果等を行政監視に活用している自治体は 6 自治体 9 事業所にとどまり、指摘事項の確認のみであった。また、第三者認証等取得施設は HACCP への理解度が高く、書類の提出がスムーズであることが行政監視時の利点として挙げられたが、食品衛生監視票使用時に HACCP 関係書類の不備や不足がある等の衛生管理上のギャップを 6 自治体 11 事業所が感じていた。 ③監査会社等への聞き取り調査から、監査員間での考え方の平準化や力量評価の仕組みは整備されているものの、食品衛生法に関するテストや講義は少ない実態が確認された。 これらの結果から、認証審査と行政監視はそれぞれ異なる着目点や役割を担っているため、認証の取得のみをもって行政監視の全てを代替するものと見なすことはできず、一律に監視頻度を変更することは難しいと考えられた。今後は、行政監視の意義を踏まえつつ、認証の審査結果を適切に活用することで、重複確認の回避による監視の効率化を図り、第三者認証等取得施設の負担軽減につなげる必要があると考えられた。

4 普及啓発及び研修等

(1) 衛生講習会

食品監視第一課及び食品監視第二課では、年間を通じて、各種講習会を実施している。主な内容は、輸入事業者を対象とした「食品等の自主管理推進講習会」、大規模製造業者や市場関係業者を対象とした「食品衛生講習会」がある。令和7年度の実績は以下のとおりである。

内 容	回 数	受講人数
令和7年度 食品等の自主管理推進講習会（輸入業）※	1回	36名
令和7年度 食品等の自主管理推進講習会（製造業・問屋業）※	1回	159名
市場関係業者向け	4回	61名
合 計	6回	256名

※WEBによるオンライン受講者を含む。

(2) 研修

食品衛生監視業務の着実な実施のためには、新たな事項についての知識の修得が必要である。このような観点から、適宜、テーマを設定し、監視員に向けた研修を実施している。

また、特別区や八王子市等の監視員を対象とした実務研修やインターンシップの受入研修等も実施している。

令和7年度の実績は以下のとおりである。

	実施月日	研修内容
職員研修	令和7年4月3日、9日、10日	転入職員受入研修（40名）
	令和7年5月28日	広域監視部食品GLP研修（40名）
	令和7年10月14日、15日	広域監視部門「食品衛生監視指導実務研修」（10名）
受入研修	令和7年8月5日	インターンシップ受け入れ（8名）
	令和7年9月30日	体験型家畜衛生・公衆衛生実習プログラム実習生受入（1名）
	令和7年9月1日、10月14日	東京検疫所職員受入れ（2名）

(3) ホームページ等

健康安全研究センターのホームページ内に広域監視部門（食品衛生）のページを運営し、広域監視部門の業務内容や食品衛生に関する知識について広く都民に情報提供を行っている。

ホームページアドレス https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_shokuhin/

また、市場関係者向けに広報誌を年4回発行し、食品の安全に関する知識の普及を図っている。

第3節 薬事監視指導課

薬事監視指導課では、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性の確保、毒物劇物による保健衛生上の危害発生の防止、薬物乱用の防止等を目的として、以下のような許認可、監視指導、普及啓発等の業務を行っている。

なお、体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業については、許可・登録の規制が医療機器と同一であるため医療機器監視課が所管している。

当課の担当業務及び担当区域は下表のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 医薬品販売業（卸売販売業及び配置販売業に限る。）及び再生医療等製品販売業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導（卸売：23区、配置：都内、再生医療等製品：都内）(2) 管理医療機器の販売業及び貸与業（卸売販売業（23区）又は再生医療等製品販売業（都内）の営業所において併せて行う場合に限る。）に係る監視指導等(3) 卸売販売業に係る向精神薬卸売業の免許、届出の受理及び監視指導（23区）(4) 卸売販売業者及び配置販売業者の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づく監視指導（23区）(5) 医薬品等製造販売業及び医薬品等製造業（再生医療等製品製造業を除く。）に係る申請、届出等の受理、実査及び監視指導等（都内）(6) 医薬品及び医薬部外品適合性調査に係る申請の受理及び調査（都内）(7) 医薬品等製造販売業者、製造業者及び医薬品販売業者が行う医薬品等の広告の相談及び監視指導（都内）(8) 毒物劇物の製造業及び輸入業の登録、特定毒物研究者の許可、特定毒物使用者の指定、届出の受理、実査及び監視指導（都内）(9) 毒物劇物の業務上取扱者（タンク、大学）の監視指導（八王子市・町田市を除く多摩地区）(10) 健康食品に係る医薬品医療機器等法に基づく相談指導（23区）(11) 薬事思想の普及及び薬事に関する相談指導（23区）(12) 薬物乱用防止に関する啓発（23区）(13) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定及び監視指導（都内） |
|---|

1 許認可業務

- (1) 卸売販売業・配置販売業の許可等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく卸売販売業・配置販売業の許可申請、許可更新申請、各種届出の受理・審査・許可に関する業務を行った。

（令和7年度の件数⇒表1－1）

表 1 - 1 卸売販売業の許可・届出件数(令和7年度)

特 別 区 名	令和7年 3月末数	新 規 許可数 (増)	廃止数 (減)	令和8年 3月末数	更新数	書換え 交付数	再交付数	休止数	再開数	変更届書	
										構造設備	その他
1 千 代 田	222	18	28	212	20	2	0	3	0	16	77
2 中 央	266	24	28	262	24	1	0	0	0	22	135
3 港	159	30	26	163	10	5	0	0	0	11	104
4 新 宿	95	7	20	82	3	1	0	6	1	7	44
5 文 京	122	6	18	110	12	2	0	0	0	9	47
6 台 東	72	7	8	71	2	0	0	0	0	6	17
7 墨 田	35	0	6	29	4	0	0	0	0	2	9
8 江 東	72	12	8	76	3	3	0	0	0	8	44
9 品 川	48	4	7	45	5	2	0	2	2	3	25
10 目 黒	14	3	2	15	0	0	0	0	0	0	3
11 大 田	64	9	10	63	3	2	0	0	0	18	30
12 世 田 谷	34	1	7	28	2	1	0	0	0	4	18
13 渋谷	54	5	11	48	2	0	0	0	0	1	15
14 中 野	22	1	2	21	2	0	0	0	0	2	7
15 杉 並	16	1	2	15	1	0	0	0	0	3	7
16 豊 島	56	3	8	51	5	3	0	0	0	3	16
17 北	22	2	4	20	1	0	0	0	0	0	6
18 荒 川	23	7	6	24	1	0	0	0	0	2	4
19 板 橋	55	3	6	52	4	0	0	0	1	2	27
20 練 馬	31	2	1	32	2	1	0	0	0	0	7
21 足 立	37	5	6	36	2	1	0	2	0	3	22
22 葛 飾	19	0	2	17	0	0	0	0	0	0	9
23 江 戸 川	43	5	5	43	7	0	0	1	1	4	20
合 計	1,581	155	221	1,515	115	24	0	14	5	126	693

(令和7年度の件数⇒表1-2)

表 1 - 2 配置販売業の許可等件数(令和7年度)

	業態数	身分証明書	従事届
配置販売業	101	253	244
既存配置販売業	72	100	83
計	173	353	327

※既存配置販売業：薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則改正法第10条

第1項に基づき、平成21年6月1日以降引き続き業務を行うもの及び附則改正法第13条第1項の

規定による許可を受けたもの。

(2) 再生医療等製品販売業の許可等

平成 26 年 11 月 25 日からは、医薬品医療機器等法の施行により、再生医療等製品販売業の許可、届出の受理等の審査業務を開始した。(令和 7 年度の件数⇒表 1－2－2)

表 1－2－2 再生医療等製品販売業の許可等（令和7年度）

	特別区	市町村	合計
再生医療等製品販売業	81	23	104

(3) 医薬品等の製造販売業、製造業の許可、届出、医薬品等適合性調査申請の受理等

平成 24 年 4 月の組織改正により、医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業、製造業の許可、化粧品製造販売届書等の届出の受理及び医薬品等適合性調査申請の受理について、当課に業務が移管された。また、平成 26 年 11 月 25 日からは医薬品医療機器等法の施行により、再生医療等製品製造販売業の審査業務を開始した。(令和 7 年度の件数⇒表 1－3)

表 1－3 医薬品等製造販売業・製造業許可・適合性調査申請・届出件数（令和 7 年度）

申請様式	医薬品		医薬部外品		化粧品		再生医療等製品	
	知事許可	進達	知事許可	進達	知事許可	進達	知事許可	進達
製造販売業許可申請書	11		21		129		4	
製造販売業許可更新申請書	33		73		213		3	
許可証書換え交付申請書(製造販売業)	18		22		78		0	
許可証再交付申請書(製造販売業)	1		2		5		0	
変更届書(製造販売業)	244		200		514		15	
休止届書(製造販売業)	1		3		15		0	
廃止届書(製造販売業)	16		48		94		2	
再開届書(製造販売業)	1		1		4		0	
製造業許可申請書	11	0	15		92			2
製造業許可更新申請書	25	1	19		67			1
許可証書換え交付申請書(製造業)	2	0	2		9			0
許可証再交付申請書(製造業)	0	0	0		1			0
変更届書(製造業)	172	16	70		252			10
休止届書(製造業)	0	0	1		2			1
廃止届書(製造業)	15	0	19		69			0
再開届書(製造業)	0	0	0		1			1
製造業許可区分[変更]申請書	0	0	0		1			0
製造業許可区分[追加]申請書	0	0	0		0			0
製造業登録申請書	1		0		1			0
製造業登録更新申請書	0		0		0			0
登録証書換え交付申請書(製造業)	0		0		0			0
登録証再交付申請書(製造業)	0		0		0			0
変更届書(製造業登録)	0		0		0			0
休止届書(製造業登録)	0		0		0			0
廃止届書(製造業登録)	0		0		0			0
再開届書(製造業登録)	0		0		0			0
適合性調査申請書	69		3					
区分適合性調査申請書	0		0					
輸出用適合性調査申請書	2		0					
(選任製造販売業者・外国特例承認取得者)変更届書		0		0	0	0		0
生物由来製品製造管理者承認申請書	1	2	0					5
化粧品製造販売届書					36,305			
化粧品製造販売届出事項変更届書					15,271			
取下げ願	4	1	2	0	22	0	0	1
合計	627	20	501	0	53,145	0	24	21

(注) 「\」は該当のない項目

*進達：厚生労働大臣又は関東信越厚生局長あての申請及び届出について、当課で受理後送付する行為。
対象となる書類は以下のとおりである。
ア 製造業許可申請書（許可区分による）
イ 変更届書（許可区分による）
ウ 生物由来製品管理者承認申請書
エ 選任製造販売業者変更届書
オ 外国特例承認取得者変更届書
カ 上記アからオまでに係る取下げ願

なお、申請等とあわせて、新規許可、化粧品の販売名等の各種相談についても受け付けている。令和7年度においては、電話等による相談が 7,789 件、来庁による相談が 223 件であった。

(4) 毒物劇物製造業・輸入業の登録等

毒物劇物の製造業及び輸入業の登録、特定毒物研究者の許可、特定毒物使用者の指定、届出の受理・審査・登録等の業務を行った。

(令和7年度の件数⇒表1-4)

表1-4 毒物劇物製造業・輸入業の登録等件数（令和7年度）

	種別	業態数	計
毒物劇物製造業	知事登録	128	128
毒物劇物輸入業	知事登録	906	906
特定毒物研究者・使用者	研究者	97	115
	使用者	18	

(5) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定等

都内全域における地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定、届出の受理等の業務を行った。（令和3年8月1日に施行された医薬品医療機器等法改正により新設）

(令和7年度の件数⇒表1-5)

表1-5 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定等件数（令和7年度）

認定の種別	令和6年度末数	認定数(新規)	認定数(更新)	認定証返納数 ※	令和7年度末数
地域連携薬局	640	158	527	121	677
専門医療機関連携薬局	18	6	17	1	23

※ 認定証返納数は有効期限切れによる認定失効（未届分）を含む。

2 監視指導業務

(1) 医薬品等の監視指導

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、医薬品の卸売販売業者、再生医療等製品販売業者、医薬品等の製造販売業者・製造業者に対して所要の監視指導を行っ

た。

ア 卸売販売業等の監視指導

卸売販売業者、再生医療等製品販売業者に対して、営業所の構造設備、管理者の管理状況、指針及び業務手順書の作成と運用状況、毒薬、劇薬、処方箋医薬品等の適正な取扱い、無承認品、不良品・不正表示品、虚偽・誇大広告の有無、医薬品情報の収集・提供状況などについて監視指導を行った。また、配置販売業者に対しても同様に、医薬品医療機器等法の遵守事項について監視指導を行った。

(令和7年度の実績⇒表2-1)

表2-1 卸売販売業、配置販売業の監視指導数（令和7年度）

	(業 態 数 (前年度末))	(施行 入 度 中 数 検査)	(違反 設 中 数 見)	違反発見件数(年度中)												処分・措置件数(年度中)						(告 発 件 数 (年度中))
				無 許 可 ・ 無 届 業	無 承 認 品	不 良 品	不 正 表 示 品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	処方箋医薬品の譲渡記録等	制限品目の販売	構造設備の不備	医薬品販売業者違反	品質管理の不備	その他の	許可取消・業務停止等	始末書	報告書	指図書	口頭指導	
卸売販売業	1,581	459	26		0	0	0	0	0	0	0	3	3	30	0	21	0	0	2	0	24	0
配置販売業	183	17	1		0	0	0	0				0		1	0	2	0	0	0	0	1	0
再生医療等製品販売業	103	24	1		0	0	0	0					0	0	0	3	0	0	0	0	1	0
計	1,867	500	28		0	0	0	0	0	0	0	3	3	31	0	26	0	0	2	0	26	0

(注)「\」は該当のない項目

イ 医薬品等の製造販売業・製造業の監視指導

製造販売業・製造業の監視指導の担当及び担当区域は次のとおりである。

担 当	担 当 区 域
医薬品第一区担当	千代田、中央、墨田、江東、荒川、足立、葛飾、江戸川
医薬品第二区担当	港、文京、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷
医薬品第三区担当	新宿、台東、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬、多摩地区、島しょ地区

(7) 製造販売業の監視指導

医薬品等製造販売業者は、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」（以下「GVP」という。）と「医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令」（以下「GQP」という。）を遵守しなければならない。また、製造販売業者は、各種手順書等を整備し、それら手順書等の規定に基づき医薬品等の品質管理・製造販売後安全管理等の業務運営を総括製造販売責任者等に行わせなければならない。

令和7年度は許可更新対象の製造販売業者を中心に監視指導を実施した。

医薬品等の自主回収の報告に対し、健康被害発生の未然防止のため、製造販売業者に円滑な回収処理、再発防止策の構築等の指導を行った。令和7年度の自主回収は、医薬品45件、医薬部外品2件、化粧品16件の計63件であった。

また、医薬品等の広告が虚偽・誇大にならないよう事業者からの事前相談に応需し、広告の適正化を図っている。令和7年度の相談件数は666件であった。

(イ) 製造業の監視指導

許可更新対象の製造業者に対し、薬局等構造設備規則等に適合しているか否かの調査を実施した。

製造所における製造管理及び品質管理の方法が「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」（以下「GMP」という。）に適合することが、GMPが適用される医薬品・医薬部外品（GMP適用医薬品等）の製造販売承認の条件になっている。このため、GMP適用医薬品等製造業者等に対し、製造販売承認申請時や、定期的（製造販売承認後5年ごと）にGMP適合性調査を実施することとなる。令和7年度は、GMP調査82件（申請に基づくGMP適合性調査及び各製造業者に対する監視指導としての立入検査等）を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図った。

（令和7年度の実績⇒表2-2）

表2-2 医薬品等製造販売業・製造業の監視指導数（令和7年度）

		許可・登録・届出施設数	立入検査施設数	違反発見施設数	違反発見件数															処分件数					告発件数
					無許可・無登録・無届	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告	特定疾病用医薬品等の広告	未承認医薬品等の広告	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	録処方箋医薬品の譲渡等	制限品目の販売	構造設備の不備	不製造販売後安全管理の不備	法令遵守体制整備の不備	品質管理の不備	その他	業務許可取消・登録取り消し・等	改善命令	検査命令	廃棄命令	その他
医薬品	製造業	167	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造第1種	173	34	7	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	製造第2種	181	22	8	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	11
医薬部外品	製造業	177	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売業	516	103	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
化粧品	製造業	783	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売業	1,651	388	9	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
再生医療等製品製造販売業		21	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3,669	802	25	0	0	9	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	37

（注）「\」は該当のない項目

ウ 医薬品等の一斉監視指導による収去検査

医薬品等の一斉監視指導を実施し、薬事監視指導要領に基づく薬事監視を行うとともに医薬品等の収去検査を行い、不良品や不正表示品の発見及び発生防止に努めた。

（令和7年度の収去試験結果⇒表2-3）

表2-3 医薬品等一斉・収去試験検査結果(令和7年度)

区 分			収去試験 検体数	適	不 適	備 考
販 売 業 者 等 か ら の 収 去	医療用医薬品	局方品	1	1	0	
		局方外品	4	4	0	
	一般用医薬品	局方品	0	0	0	
		局方外品	2	2	0	
	医薬部外品		2	2	0	
	(指定医薬部外品 再掲)		(0)	(0)	(0)	
	化粧品		2	2	0	
	計		11	11	0	

(2) 向精神薬の監視指導

麻薬及び向精神薬取締法に基づき、免許みなし向精神薬卸売業者である医薬品卸売販売業者に対し向精神薬の不正使用（乱用）及び不正取引防止の観点から監視指導を行った。

令和7年度は、459 件の立入検査を実施した。

(令和7年度の実績⇒表2-4)

表2-4 免許みなし向精神薬卸売販売業の監視指導(令和7年度)

	(対象事業所数) (前年度末)	(施行年度) (年度中検査数)	(違反年度) (違反発生数)	違反発見件数(年度中)										措置件数(年度中)									
				譲渡等	広告	容器及び被包の記載	向精神薬取扱責任者	保管・管理	廃棄	事故届	(1種・2種) 記録	その他	計	告発・送致	免許取消	業務停止	始末書等	措置命令	改善命令	向精神薬取扱責任者変更命令	(口頭説明等) 向精神薬取扱責任者	その他	計
免許みなし向精神薬卸売販売業	1,581	459	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 毒物及び劇物の監視指導

ア 毒物劇物の製造業者等の監視指導

毒物劇物の製造業者及び輸入業者に対して、製造設備、貯蔵設備、運搬容器、表示、廃棄、SDS（安全データシート）の作成・提供等について、特定毒物の研究者及び使用者に対して、取扱い、保管管理等について監視指導を行った。また、多摩地区における毒物及び劇物取締法第22条第5項に該当する業務上取扱者のうち、タンクで毒物劇物を大量貯蔵している事業所及び大学に対して、震災対策・盗難防止の観点から、取扱い、保管管理、SDSの入手・管理等について指導を実施した。

(令和7年度の実績⇒表2-5)

表 2－5 毒物劇物製造（輸入）業者及び業務上取扱者等監視指導数（令和 7 年度）

項目／業態		製造業	輸入業	特定毒物研究者使用者	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	その他業務上取扱者	計
立 入 検 査 件 数		26	273	22				25	346
違 反 業 態 数		3	24	1				1	29
違 反 件 数		4	41	1				2	48
1 登録	(1) 無 登 録 (届) 業 者	0	3	0					3
	(2) 登録及び制限品目外の取扱い	0	3						3
	(3) 登録(届出)事項の変更届	0	0	0					0
2 責任者	(1) 勤 務 状 況	0	0						0
	(2) 変 更 届	0	0						0
	(3) 管 理 状 況	1	13						14
3 譲渡	(1) 書 面 又 は 帳 簿 の 記 載	0	0						0
	(2) 記 録 の 5 年 間 保 存	0	0						0
	(3) 18 歳 未 満 の 者 等 へ の 交 付	0	0						0
	(4) 特 定 毒 物 の 譲 渡 等	0	0	0					0
4 運送	(1) 荷 送 人 の 通 知	0	1	0				0	1
	(2) そ の 他 運 搬 基 準	0	0	0				0	0
	(3) 飛 散、漏 れ 等 の 予 防 措 置	0	0	0				0	0
5 表示	(1) 貯 蔵 場 所	0	0	0				1	1
	(2) 容 器 及 び 被 包	2	12	0				0	14
	(3) 着 色、品 質 の 基 準	0	0	0				0	0
6 製造設備	(1) 飛 散、漏 れ 等 の 予 防 措 置	0							0
	(2) 粉じん、蒸気又は廃水処理設備	0							0
	(3) 変 更 届	0							0
7 貯蔵設備	(1) 他 の 物 と の 区 別	1	0	0				0	1
	(2) 飛 散、流 れ 出 等	0	0	0				0	0
	(3) 施 錠、さ く	0	0	0				1	1
	(4) 変 更 届	0	7	0					7
8 取扱	(1) 盗 難 等 に 対 す る 予 防 措 置	0	0	0				0	0
	(2) 飛 散、流 出 等 の 予 防 措 置	0	0	0				0	0
	(3) そ の 他	0	0	0				0	0
9廃棄	(1) 適 正 な 廃 棄	0	0	0				0	0
10 事故	(1) 危 害 防 止 に 対 す る 応 急 措 置	0	1	0				0	1
	(2) 関 係 機 関 に 届 出 を し て い る か	0	0	0				0	0
11	S D S の 交 付	0	0	0					0
12	そ の 他	0	0	0				0	0
処 分 ・ 指 導 件 数		3	24	1				1	29
	行 政 処 分	0	0	0				0	0
	始 末 書	0	0	0				0	0
	報 告 書	1	6	1				0	8
	指 導	2	18	0				1	21

(注) 「\」は該当のない項目

イ 毒物劇物の一斉監視指導

事件や事故が発生した場合に社会的影響が大きい毒物劇物について、一斉監視を実施し、その管理状況について監視指導を行った。

(令和 7 年度の実績⇒表 2－6)

表 2－6 毒物劇物一斉立入検査件数（令和 7 年度）

	製造業	輸入業	ゴルフ場	要届出	非届出	計
シ ア ン	3	7	0	0	7	17
農 薬	0	4	0	0	0	4
トルエン	1	6	0	0	20	27
爆発性物質	0	2	0	0	0	2
計	4	19	0	0	27	50

ウ 毒物劇物運搬車両の路上検査

警視庁、消防庁等が行う路上での危険物運搬車両一斉検査に参加し、健康安全部薬務課、特別区及び多摩地区保健所と協力して毒物劇物積載車両の路上検査を実施している。令和 7 年度は主催者により中止となった。

(4) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局に対する監視指導

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定を受けた施設に対し、認定基準の適合状況を实地確認するとともに、地域包括ケアシステムの一翼を担う認定薬局としての機能向上を図るため、医薬品医療機器等法に基づく立入検査等を実施した。

令和 7 年度は、地域連携薬局 225 件、専門医療機関連携薬局 14 件の立入検査を実施した。

（令和 7 年度の実績⇒表 2－7）

表2-7 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局立入検査件数(令和7年度)

	立入検査施行施設数	不適事項発見施設数	不適事項発見数							処分件数					
			構造設備の不備	有他薬剤等の使用に供する情報共有の不備	地域薬剤の供給業務体制の安定調剤に	地域薬剤の供給業務体制の安定調剤に	を居宅等における調剤及び指導	備調剤専門的業務見地に基づく	その他	認定取消	改善命令等	検査命令等	廃棄等	その他	口頭指示
地域連携薬局	225	18	0	8	9	0	0	3	0	0	0	0	0	0	18
専門医療機関連携薬局	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 普及啓発及び相談業務

(1) 薬物乱用防止の普及啓発事業

麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー・トルエン、危険ドラッグ等の薬物乱用防止を図るため、東京都、東京都薬物乱用防止推進協議会等が主催する「6・26 国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集いの街頭キャンペーンにおいて、薬物乱用防止等に関するパネルやリーフレット等の啓発資材等を提供するなどの業務を行った。

(2) 薬事等講習会

ア 関係団体等の薬事講習会への講師派遣

東京薬事協会等が主催する薬事講習会等に職員を派遣し、医薬品販売業務における留意点及び薬事行政の動向等を周知するとともに、医薬品等の製造管理、品質管理及び安全管理に対する意識高揚を図った。

(令和7年度の実績⇒表3-1)

表3-1 関係団体等の薬事講習会への講師派遣状況（令和7年度）

年 月 日 ・ 場 所	対 象	内 容
令和7年7月初旬から2週間 Web配信	化粧品製造販売業者、製造業者	GQPの重要性と最近の問題
令和7年7月16日から令和7年7月25日まで Web配信	医薬品製造販売業者、製造業者	東京都が実施するGQP・GMP調査
令和7年7月23日 Web配信	医薬品製造販売業者、製造業者	製造販売業許可に係るGVP調査の実際
令和7年9月中旬から2週間 Web配信	化粧品製造販売業者、製造業者	GQPの重要性と最近の問題
令和7年10月28日 東京都議会議事堂1階都民ホール	医薬品配置販売業者	配置販売業に係る法令について
令和8年2月13日 薬業健保会館	医薬品卸売販売業者等	医薬品卸売販売業に係る申請について 医薬品卸売販売業における管理上の留意点について
令和8年2月18日から令和8年3月3日まで Web配信	医薬品製造販売業者、製造業者	東京都における製造販売業調査について ～GVP調査を中心に～
令和8年2月26日 ビジョンセンター東京虎ノ門	アジア規制当局職員	GVP in Japan

イ 毒物劇物事業者講習会等への講師派遣

毎年度、健康安全部主催の毒物劇物営業者講習会へ講師を派遣し、毒物劇物の適正管理や毒物劇物営業者等の登録等手続きについて講演、法令遵守を促している。

(令和7年度の実績⇒表3-2)

表3-2 毒物劇物講習会等への講師派遣状況（令和7年度）

年月日 ・ 場所	対 象	内 容
令和8年2月26日 健康安全研究センター	毒物劇物製造業者	毒物劇物製造業者の各種申請・届出手続きについて 毒物劇物の適正な取扱いについて

(3) 「薬と健康の週間」における薬事思想の普及啓発

毎年10月17日を中心とした「薬と健康の週間」中には、薬の適正使用等に関するパネルやリーフレット等の啓発資材等を市区町村等に提供するなどの業務を行っている。

(4)「健康食品」の表示・広告等の事前相談

「いわゆる健康食品」の取扱事業者からの健康食品の表示・広告の医薬品医療機器等法に係る事前の相談、その他薬事に係る種々の相談指導業務を行った。

(令和7年度の実績⇒表3-3)

表3-3 薬事・健康食品相談対応件数(令和7年度)

薬事相談	健康食品相談							
受付件数	受付件数	電話相談						
		成分	形状	表示	広告	その他	全般	計
4,150	22	4	0	4	7	2	5	22

4 特別区との薬事衛生業務に係る連携及び連絡調整

平成17年4月1日から「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正」により、薬局及び毒物劇物業務上取扱者に係る許認可及び監視指導事務が特別区に移管された。

また、平成21年6月施行の改正薬事法（平成18年7月改正）により、特例販売業（区長権限）が卸売販売業（知事権限）へ移行された。さらに、薬局・店舗販売業（区長権限）と卸売販売業（知事権限）の重複許可が可能になったため、都区間における許可情報共有化の必要性が高まった。これら都区に関わる薬事関係業務を円滑に行うため、関係区との緊密な連携のもとに事業推進を図っている。

なお、毒物劇物業務上取扱者に係る監視指導は平成24年4月1日から、薬局に係る許認可及び監視指導事務は平成25年4月1日から、地方分権一括法に基づき移管された。

第4節 医療機器監視課

1 業務の概要

医療機器は、不具合が生じた場合に、人の生命及び健康に重大な影響を与えるものが「高度管理医療機器（クラスⅣ、Ⅲ）」、影響を与えるものが「管理医療機器（クラスⅡ）」、ほとんど与えないものが「一般医療機器（クラスⅠ）」に分類されている。また、リスク分類とは別に保守点検や修理等に専門的な知識・技能を必要とするものとして「特定保守管理医療機器」が指定されている。これらの分類により、必要となる製造販売業許可の種類（第一種～第三種）が異なるなど、取り扱う医療機器の種類に応じた規制がなされている。

平成26年11月25日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）が施行され、医療機器規制の再構築がなされた。

医療機器は、市場に流通することの適格性を確認するため、製品ごとに製品のリスク分類に応じた承認、認証又は届出が必要である。これらは、「医療機器製造販売業者」が取得又は届出し、市販される製品についての最終責任を負う。旧薬事法では、製造所ごと（製造所単位）のQMS（※）調査であったが、医薬品医療機器等法では、製品の製造工程全体を一つの単位（製造販売業者単位）としての調査を行う新たな規制体系が適用されることとなった。これに伴い、「医療機器製造業」は、国内の製造業は許可制、外国の製造業は認定制であったが、すべて登録制に改められた。なお、医療機器の修理を行うためには従来どおり「医療機器修理業許可」が必要である。

また従来は、業として高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器（以下、「高度管理医療機器等」という。）の賃貸を行う場合は許可が、管理医療機器の賃貸を行う場合は届出が必要であったが、対価を得ずに貸与を行う場合も許可又は届出の対象となった。これにより、名称も「賃貸業」から「貸与業」に変更された、なお、平成27年4月1日から高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可及び監視権限が東京都から営業所を所管する特別区の保健所に移管された。

体外診断用医薬品は、専ら診断に使用されることが目的とされる医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものと定義されている。医薬品医療機器等法により、「体外診断用医薬品製造販売業」「体外診断用医薬品製造業」が新設されるとともに、医療機器と同様の規制がなされるようになった。

医薬品医療機器等法施行に伴い、体外診断用医薬品に関する業務が、健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課から、同医療機器監視課に移管された。これにより、医療機器監視課では、従来の医療機器に加え、体外診断用医薬品についても品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、医療機器及び体外診断用医薬品（以下「医療機器等」という。）製造販売業者、医療機器等製造業者、医療機器修理業者に対する許可・登録及び監視指導を行っている。

※QMS(Quality Management System)：医療機器等に求められる製造管理及び品質管理の方法

当課の担当業務及び担当区域は、下表のとおりである。

担当名	担当業務	担当区域
医療機器審査担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の許認可業務	都内全域
医療機器第一区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	千代田区、中央区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
医療機器第二区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区
医療機器第三区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	港区、新宿区、板橋区、多摩地区

2 許可・登録業務

医薬品医療機器等法に基づき許可・登録申請、許可・登録更新申請及び変更届等の各種届出書類の受理・審査・許可・登録に関する業務を行った。

(令和7年度の件数⇒表1)

表1 医療機器等製造販売業・製造業、医療機器修理業の申請届出件数（令和7年度）

	許可・登録	更新	書換交付	再交付	休止	再開	変更	廃止	その他	計
医療機器製造販売業、製造業、修理業	230	424	121	4	19	10	1,507	165	43	2,523
体外診断用医薬品製造販売業、製造業	10	13	3	0	1	0	86	14	1	128
合計	240	437	124	4	20	10	1,593	179	44	2,651

3 監視指導業務

(1) 各種業態の監視指導

令和7年度の業務内容及び実績は次のとおりである。

ア 医療機器等製造販売業の監視指導

医薬品医療機器等法では、医療機器等製造販売業者の製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制及び製造販売後安全管理の方法について、それぞれ厚生労働省令で基準が定められ、許可の要件とされている。(体制省令及びGVP省令)

医療機器等製造販売業者に対して、体制省令及びGVP省令に基づく品質管理監督システムの確立等や安全管理に必要な文書等の作成・運用状況、及び総括製造販売責任者等の管理状況などについて監視指導を実施した。

また、医療機器等の自主回収の申出に対し、健康被害を防止するため、製造販売業者に円滑な回収処理、再発防止策の構築等の指導を行った。令和7年度の自主回収の報告件数は、医療機器216件、体外診断用医薬品15件であった。

イ 医療機器等製造業の監視指導

医薬品医療機器等法施行規則の規定に基づき、製造所の医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者による製造記録、試験記録及び製造所の管理に関する記録の作成及び保管状況について監視指導を実施した。

また、医療機器等の自主回収に際し、回収品に係る不正表示や不良品等の医薬品医療機器等法違反の有無の確認や事業者の報告どおりに回収が行われたことの確認、また、回収品と他の製品等の混同を防止するための識別や隔離等の保管管理が適切に行われていることの確認を行い、必要な指導等を実施した。

ウ 医療機器修理業の監視指導

事業所の構造設備が、許可の要件である厚生労働省令で定める基準(薬局等構造設備規則)に適合しているか否かについて監視指導を実施した。

また、修理及び試験に関する記録その他事業所の管理に関する記録の作成及び保管、修理手順等の文書作成、医療機器の不具合による健康被害の発生等に関する製造販売業者への通知など、修理業者及び責任技術者による作業管理及び品質管理状況などについて監視指導を実施した。

(令和7年度実績⇒表2)

表2 医療機器製造販売業・製造業・修理業及び体外診断用医薬品製造販売業・製造業の
監視指導数（令和7年度）

			(業 年度 態 末) 数	(立 入 年 度 査 査 施 設 中) 数	(違 反 発 見 施 設 中) 数	違反発見件数(年度中)										処分件数(年度中)				(告 年 度 件 中) 数	
						無 許 可 ・ 無 届 業	無 承 認 品	不 良 品	不正 表示 品	虚偽・誇大 広告等	構造設備の 不備	製造販売後安全 管理の不備	品質管理の不 備	その他	許可取消・業務 停止	改善命令等	検査命令等	廃棄等	その他		
医療機器	製造業		1,049	288	0	0		0		0				0	0	0	0	0	0	0	
	修理業		938	295	1	1		0		0				0	0	0	0	0	1	0	
	製造販売業	第1種	465	349	43	0	3	13	22	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	48	0
		第2種	459	229	10	0	1	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
		第3種	292	143	3	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	業務上取扱う施設			0	0		0	0	0	0				0			0	0	0	0	0
体外診断用医薬品	製造業		47	9	0	0		0		0				0	0	0	0	0	0	0	
	製造販売業		105	39	6	0	0	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	6	0	
	業務上取扱う施設			0	0		0	0	0	0				0			0	0	0	0	0
計			3,355	1,352	63	1	4	19	31	1	0	0	0	5	0	0	0	1	64	0	

（注）「\」は該当のない項目

(2) 医療機器一斉監視指導

厚生労働省通知に基づき、製造販売業者、製造業者に対する監視指導を行った。

4 普及啓発等

(1) 関係団体等の薬事講習会への講師派遣

医療機器関係団体等が主催する薬事講習会等に職員を派遣し、医療機器の製造販売及び修理業務における留意点について周知するとともに、医療機器の品質・安全管理について啓発を行った。

（令和7年度実績⇒表3）

表3 関係団体等が主催する薬事講習会への講師派遣状況（令和7年度）

年 月 日 ・ 場 所	主 催	内 容	受講者数
WEB研修期間 令和7年9月22日から 11月14日まで	一般社団法人 日本医療機器産業連合会	第35回 医療機器・体外診断用 医薬品 QMS 講習会	1,834

WEB研修期間 令和7年10月20日から 同年11月21日まで	商工組合日本医療機器協会	令和7年度高度管理医療機器販売業等の営業所管理者及び医療機器修理業の責任技術者のための「継続的研修」	493
WEB研修期間 令和7年11月25日から 令和8年1月9日まで	一般社団法人 日本医療機器産業連合会	2025年度 医療機器業セミナー	526
令和8年1月26日 特別区職員研修所	特別区職員研修所	令和7年度専門研修「薬事監視」	40
令和8年2月24日 野村コンファレンス プラザ日本橋	一般社団法人日本医療機器 テクノロジー協会	第15回安全管理に係る説明会	93

(2) web 講習会等の実施

医療機器等許可・登録関係と調査関係の講習会形式のスライド（音声付き動画）、改正 QMS 省令に対応した品質管理監督システム基準書モデルを作成してホームページ上に掲載し、事業者指導に活用している。

ホームページアドレス <https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/webkousyuukai/>

第5節 建築物監視指導課

1 建築物監視指導課の沿革等

(1) ビル衛生検査班の発足と組織の変遷

昭和45年の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）制定に伴い、衛生局（現保健医療局）は、昭和46年度から公衆衛生部環境衛生課に建築物係を設置するとともに、特定建築物の立入検査の専従組織としてビル衛生検査班を発足させた。ビル衛生検査班は、当初、都内を5ブロックに分け、保健所等に分駐し、5班体制で検査に当たっていたが、昭和48年の建築物衛生法施行令改正により、対象が延べ面積5,000㎡以上のビルに拡大されたため（法制定時は、延べ面積8,000㎡以上）、所管施設の増加に対応し、昭和49年度からは6班体制となった。その後、昭和51年に対象が延べ面積3,000㎡以上となったが、昭和58年4月1日には、特別区内にある延べ面積5,000㎡以下の特定建築物については、特定建築物の監視指導業務が特別区長に委任された。

平成2年8月の組織改正により、ビル衛生検査班は、新たに創設された食品環境指導センター建築物衛生課に集中化され、分駐が廃止された。平成12年4月1日からは、特別区内にある延べ面積10,000㎡以下の特定建築物について、監視指導業務が特別区に委譲されている。

その後、組織改正等に伴い、ビル衛生検査係として、平成14年4月1日、地域保健部環境水道課に統合、平成19年4月1日には、健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課ビル衛生検査係となり現在に至っている。

この間、平成15年度には、専ら事務所に使用されているビル（地方労働局長管轄）への立入検査除外及び特定用途以外の部分が10%を超えるビルの法適用除外の規定がそれぞれ撤廃され、大幅に対象施設が増加した。また、平成16年4月1日からは、多摩地域の監視指導業務は各保健所長に委任されている。なお、八王子市が平成19年4月1日から、町田市が平成23年4月1日から保健所政令市となり、業務を各市に移管している。

現在、ビル衛生検査担当は、特別区内にある延べ面積10,000㎡を超える特定建築物及び島しょ地区の特定建築物に対して、4班体制で監視指導を実施している。

(2) 建築物事業登録制度の制定

特定建築物の維持管理は、所有者等による自主管理を原則としているが、空気環境測定、水質検査、飲料水貯水槽清掃やねずみ昆虫等の防除等の作業は、特別な機械器具を必要とし、また十分な知識や経験がないと適切に行うことができない等の理由で、専門事業者に委託して行うことが多い。

建築物事業登録制度は、これら建築物内の環境衛生管理業務の適切な実施が、建築物の衛生的環境を確保する上で重要であることをかんがみ、昭和55年5月、建築物衛生法の改正により、6業種について設けられた。また、建築物の環境衛生管理業務の専門化等を背景として平成13年12月に法改正が行われ、新たに2業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管用清掃

業)を追加するとともに、1業種の変更等(建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業)が行われ、登録基準等が追加された。さらに、平成24年に法施行規則が改正され建築物飲料水水質検査業の登録基準(機械器具)が強化された。

現在、建築物衛生担当は、事業登録業務を担当し、申請受付から立入検査、登録証明書の交付等を行っている。

2 事業概要

(1) ビル衛生検査担当

ア 監視指導

建築物衛生法では、空気環境の調整、給排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等の防除等に関して環境衛生上良好な状態を維持するために必要な措置として、建築物環境衛生管理基準が規定されている。ビル衛生検査担当では特定建築物において、この管理基準に従った適正な維持管理が実施され、良好な衛生的環境が確保されているか定期的に立入検査、報告審査を実施している。

(ア) 一般立入検査

1日以内で終了する施設への立入検査で、内容は、帳簿等の備付け状況、空調・給排水設備等の維持管理状況及び居室内の状況確認のための空気環境測定等の検査を行っている。ビルの所有者・管理技術者等に対して検査結果を解説し、不備・不良については措置報告を求める等、管理方法や設備改善を指導している。

(イ) 精密立入検査

新規届出のあった建築物を対象とし、使用開始から1年程度経過した後に検査することとしている。一般に、使用開始時は空調設備の運転、水使用量、排水槽の負荷、廃棄物の種類・量、ねずみ昆虫の発生などのデータの蓄積がなく、適切な維持管理が困難な場合が多い。そのため、備え付け帳簿及び設備等を検査し、不具合の原因究明調査、建築物に見合った特別な調査等により、適切な維持管理となるよう指導、助言している。また、一般立入検査で維持管理の不良を指摘した建築物、また、新技術が導入され、その適切な維持管理方法が不明な建築物など、一般立入検査では対応困難な、科学的検査を必要とする場合にも実施している。

概ね3日程度を要し、一般立入検査の内容に加え1日3回の空気環境測定、衛生上の問題点の原因究明や改善のための調査(特殊調査)を行う。検査結果については、詳細な測定データに基づく説明資料をビルの所有者及び建築物環境衛生管理技術者等に提出し、問題点の改善方法や今後の維持管理に関して意見交換を行い、具体的な管理方法や設備改善を指導している。

(ウ) 確認検査

立入検査における指摘事項に対する改善措置が、適切になされたか否か実地確認が必要な場合に実施している。

(エ) 報告審査

建築物衛生法第 10 条に基づく備付け帳簿書類について、法第 11 条に基づく報告を求めるもので、帳簿書類を審査することで維持管理の現状を把握し、必要な指導を行っている。その際、ビル管理者からの相談にも応じている。

(オ) 特殊調査

適切な維持管理を推進するため、新技術が導入された設備に関する調査、今後予想される環境衛生上の問題への対応などを目的とした先見的な調査として、精密立入検査時を中心に実施している。冷却塔におけるレジオネラ属菌生息実態調査、温湿度・空気清浄度連続測定、排水槽における硫化水素発生状況調査等、明らかになった知見については、ビル衛生管理講習会、関係学会等で発表している。

イ 特定建築物の建築確認申請時審査（図面審査）

建築物衛生法は、建築物の空調・給排水等の維持管理に関する基準を設け、衛生面での安全確保を図ることを目的として制定されたものである。しかし、完成した特定建築物の構造設備が不良であるため、適切な維持管理が困難な場合がある。これを調整するため、建築基準法第 93 条第 5 項及び第 6 項の規定により、保健所長は建築主事等に対し、維持管理に必要な意見を述べることができる。

そこで、「建築確認申請時審査及び指導に係る事務手続要領」及び「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導要領」を制定し、立入検査で蓄積したデータを基に、空調・給水・給湯・雑用水・排水等の関連設備全般について図面審査を実施している。

都が所管する特別区内の延べ面積 10,000 m²を超える特定建築物については、都内の建築物衛生行政の一体性を確保する目的から、ビル衛生検査担当と特別区保健所とが共同して図面審査を実施している。

ウ ビル衛生管理講習会

都が所管する特定建築物の所有者・管理者等を対象に、衛生管理に関する専門知識の普及・啓発を図ることを目的に、毎年、ビル衛生管理講習会を実施している。本講習会では、立入検査での不適項目や維持管理不良の改善事例の解説に加え、法令改正で新たに追加された管理内容、最近のビル衛生管理上の課題など、ビルの衛生的環境の向上につながる情報提供、意見交換を行っている。

(2) 建築物衛生担当

ア 建築物事業登録

建築物内の環境衛生上の維持管理業務について 8 業種を対象に、営業所ごとに都道府県知事の登録を受けることができる。

(イ) 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容は表 1 のとおりである。

表 1 登録対象業種一覧

業 種	業 務 内 容
建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
建築物空気環境測定業	建築物内における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を環境大臣が定める方法により水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

(イ) 登録基準

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行う。

登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及びその他の基準（作業の方法等の要件）に大別される。登録基準すべてに適合する営業所が、登録を受けることができる。

(ウ) 登録の有効期間

登録有効期間は、登録日から6年間である。この期間を超えて登録事業者の表示をする場合は再登録を受けなければならない。

(エ) 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所は登録事業者である旨の表示ができるが、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示はできない。また、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできない。

イ 登録事業者講習会

最新の専門知識の普及・啓発を目的として、毎年業種を選んで講習会を開催している。講習会では、各業種に係る専門分野の講義の他、法令改正や立入検査時の不適事項等について情報提供を行い、登録事業者の資質向上に努めている。

ウ 精度管理事業

建築物飲料水水質検査事業者の分析技術の改善等による信頼性を確保するとともに、併せて事業者の資質向上を図るため、当センター薬事環境科学部環境衛生研究科と外部精度管理

事業を実施した。

令和7年度は、都知事の登録を受けている建築物飲料水水質検査事業者（水道法第20条に規定する登録水質検査機関を除く27機関）を対象に実施し、事業者の検査業務の問題点等実態の把握に努めた。参加率は約56%（15機関）であった。

3 特定建築物届出数及び監視指導実績等

(1) 特定建築物届出数等

ア 特定建築物施設数

令和7年度末現在の特定建築物の用途別の届出施設数は表2のとおりである（特別区内の延べ床面積10,000㎡を超える施設及び島しょ地区がビル衛生検査担当の所管）。

表2 令和7年度 特定建築物施設数

用 途	都 所 管		
	計	島しょ地区	特別区内 (10,000㎡を超える)
合 計	2749	12	2737
事務所	1682	5	1677
店 舗	281		281
百貨店	35		35
学 校	485	2	483
旅 館	134	5	129
興行場	57		57
集会場	34		34
遊技場	20		20
図書館	7		7
博物館	10		10
美術館	4		4

イ 特定建築物の新規届出数及び廃止数

令和7年度に新規及び廃止の届出がされた所管の特定建築物の用途別数は表3のとおりである。

表3 令和7年度 特定建築物の新規届出数及び廃止数

	総 数	事 務 所	店 舗	百 貨 店	学 校	旅 館	興 行 場	集 会 場	遊 技 場	図 書 館	博 物 館	美 術 館
新 規	37	23	6	0	4	1	3	0	0	0	0	0
廃 止 等	23	17	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0

(2) 立入検査等の実績・結果

ア 立入検査等実績

令和7年度に実施した所管施設への立入検査等の実績は表4のとおりである。

表4 令和7年度 立入検査等実績（件）

総数	一般立入 検査	精密立入 検査	報 告 審査	図 面 審査	そ の 他 の 検 査	飲料水貯水槽 等維持管理状 況報告
902	401	55	399	39	8	2595

イ 帳簿書類の検査結果

令和7年度の所管施設への立入検査における帳簿書類の中項目別不適率は表5のとおりである。

表5 令和7年度 帳簿書類の中項目不適率

	不適施設数	検査施設数	不適率
年 間 管 理 計 画	5	452	1.1 %
空 調 管 理	224	453	49.4 %
給水・給湯管理	50	434	11.5 %
雑 用 水	42	256	16.4 %
排 水 管 理	121	449	26.9 %
清 掃	11	453	2.4 %
ねずみ等の防除	52	454	11.5 %
吹付けアスベスト	6	52	11.5 %
図 面 類	9	454	2.0 %

ウ 設備の検査結果

令和7年度の所管施設への立入検査における設備の中項目別不適率は表6のとおりである。

表6 令和7年度 立入検査中項目不適率（設備）

		不適施設数	検査施設数	不適率
空調 管理	外 気 取 入 口	0	455	0.0 %
	空気調和設備等	17	456	3.7 %
	居室の空気環境	22	412	5.3 %
給水 給湯 管理	貯 水 槽 等	51	435	11.7 %
	逆流防止措置等	325	456	71.3 %
	防 錆 剤 等	0	3	0.0 %
雑用水	雑 用 水	53	282	18.8 %
排水 管理	排 水 槽	2	382	0.5 %
	排水の付帯設備	100	454	22.0 %
清掃等	清 掃	1	456	0.2 %
	廃 棄 物 等	28	450	6.2 %
防除	ねずみ害虫等の防除	79	456	17.3 %
その他	吹付けアスベスト	0	49	0.0 %

(3) ビル衛生管理講習会

令和7年度の実績は表7のとおりである。

表7 令和7年度 ビル衛生管理講習会

	開催日	出席者数	対象者及び会場	主な講習内容
第1回	10月1日	432人	特定建築物の管理者等 なかのZERO 大ホール	○事例から考えるビルの衛生管理 ○令和6年度の立入検査結果と指導事項について ○立入検査時に不適率が高かった項目について ○飲料水貯水槽等維持管理状況報告書について ○ビル衛生管理にかかるQ & A
第2回	10月2日	472人		
第3回		481人		
合 計		1,385人		

4 建築物事業登録業務

(1) 建築物事業登録状況及び監視指導数

令和7年度の建築物事業登録営業所数及び登録数、監視指導数は表8のとおりである。

表8 令和7年度 業種別建築物事業登録営業所数及び登録数・監視指導数

業 種	登録営業所数 (7年度末)	実 績		
		新規登録数	再登録数	監視指導数
建築物清掃業	485	47	41	121
建築物空気環境測定業	121	1	10	18
建築物空気調和用ダクト清掃業	21	0	4	6
建築物飲料水水質検査業	40	0	1	9
建築物飲料水貯水槽清掃業	751	16	30	84
建築物排水管清掃業	166	1	19	26
建築物ねずみ昆虫等防除業	281	7	23	49
建築物環境衛生総合管理業	339	12	54	123
総 数	2204	84	182	436

(2) 登録事業者講習会

毎年業種を選定して建築物事業登録営業所講習会を実施している。

令和7年度の実績は表9のとおりである。

表9 令和7年度 建築物事業登録事業者講習会

実 施 日	令和8年3月11日
対 象	建築物飲料水水質検査業（対象数40営業所）
出席者数	31営業所 31人
内 容	○「水質基準に関する省令の一部改正」について ○水質検査方法について（検査法告示の一部改正） ○建築物事業登録制度及び立入検査結果 ○質疑応答

